<b>农</b> 旧条	<b></b>
<b>三</b> 次	田炊
第一章から第三章まで (現行のとおり)	第一章から第三章まで (略)
第四章 産業廃棄物処理業 (第十八条— <u>第二十九条の三</u> )	第四章 産業廃棄物処理業(第十八条―第二十九条の二)
第五章 (現行のとおり)	無石草 (略)
<u> </u>	<u> </u>
無一 準 線 記	無一
第一条から第十四条の二まで (現行のとおり)	第一条から第十四条の二まで (略)
第三章 手数對	第三章 手数科
(広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委	(広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委
(計画)	淵)
第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収につい	第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収につい
ては、第十七条の場合を除くほか、公益財団法人東京都環境公社	ては、第十七条の場合を除くほか、財団法人東京都環境整備公社
(昭和三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会と	(昭和三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会と
いう名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。)に委託	いう名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。)に委託
やめ。	₽00°
2から5まで (現行のとおり)	こかららまで (略)
第十六条から第十九条まで (現行のとおり)	第十六条から第十九条まで (略)
(再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物)	(再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物)
第十九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和	第十九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和
四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二	四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二

定めるものとする。生利用が促進されると認められる産業廃棄物であって知事が別に各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再活用業の指定」という。) と行う者としての指定 (以下「産業廃棄物再生が確実な産業廃棄物のみの処分をする業 (以下「産業廃棄物再生以う。) 又は省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることを行う者としての指定 (以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」とと、若しくは運搬する業 (以下「産業廃棄物再生輸送業」という。)

一及び二(現行のとおり)

第二十条から第二十九条の二まで (現行のとおり)

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

生活用業の指定を行うことができる。
きは、要件を定めて産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再ほか、産業廃棄物の再生利用を促進するために特に必要と認めると第二十九条の三知事は、第二十二条第一項及び第二項の規定による

2 第二十一条の規定は、前項の指定については、これを適用しない。

第三十条から第三十五条まで(現行のとおり)

別記第一号様式から第二十六号様式まで(現行のとおり)

のとする。 促進されると認められる産業廃棄物であって知事が別に定めるもずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用がという。) <u>の指定において対象とする産業廃棄物は、次の各号のいな産業廃棄物のみの処分をする業(以下「産業廃棄物再生活用業」又は省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実らに規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集</u>

| 及び|| (略)

第二十条から第二十九条の二まで (略)

別記第一号様式から第二十六号様式まで (略)第三十条から第三十五条まで (略)